



## 平成30年 輸出入植物検疫概況 (全国)

### 1. 輸入

平成30年に貨物で輸入された植物の種類別検査数量の増減（平成元年の数量を基準に算出）は、栽培用苗類698%、球根類246%、種子81%、切花588%、生果実105%、野菜249%、穀類・豆類85%、雑品・肥飼料154%、木材10%でした。

航空貨物や海上コンテナ貨物の低温輸送技術の発達が背景となり栽培用苗・球根類、切花及び野菜が大幅に増加しました。生果実、穀類・豆類は、

ほぼ横ばいで、木材は、検査対象の丸太の輸入が大幅に減少しました（図1）。

平成30年の輸入検査件数は、約64万件（平成元年は約29万件）で、平成10年以降は65万件前後で推移しています。

平成30年の植物の種類別の輸入検査状況は以下のとおりです。

#### ●栽培用苗類、球根類、種子

検査実績は、苗類約18万件4.2億本、球根類約2.9万件3.8億個、種子約2.6万件2.2万tでした。

主な品目は、苗類では、ベトナム産キクさし穂、スペイン産カーネーション、台湾産ファレノプシスの花き苗、球根類では、オランダ産チューリップ属、ユリ属、グラジオラス属の花き球根及び中国産ラッキョウ、ニンニクの野菜球根、種子では、中国産カボチャ種子やチリ産トウモロコシ種子となっています。

検査では、テンサイ（ビート）種子、フダンソウ種子などから検疫有害植物のテンサイさび病菌（*Uromyces betae*）が発見されています。

#### ●切花

検査実績は、約11万件21億本で、主に中国、マレーシア、タイ、コロンビア、ケニアから輸入されています。

主な品目は、サカキ属（4.1億本）、ヒサカキ属（3.7億本）、ナデシコ属（3.7億本）、キク属（3.4億本）、デンドロビューム属（0.8億本）で、これらの5品目で切花全体の約75%を占めています。

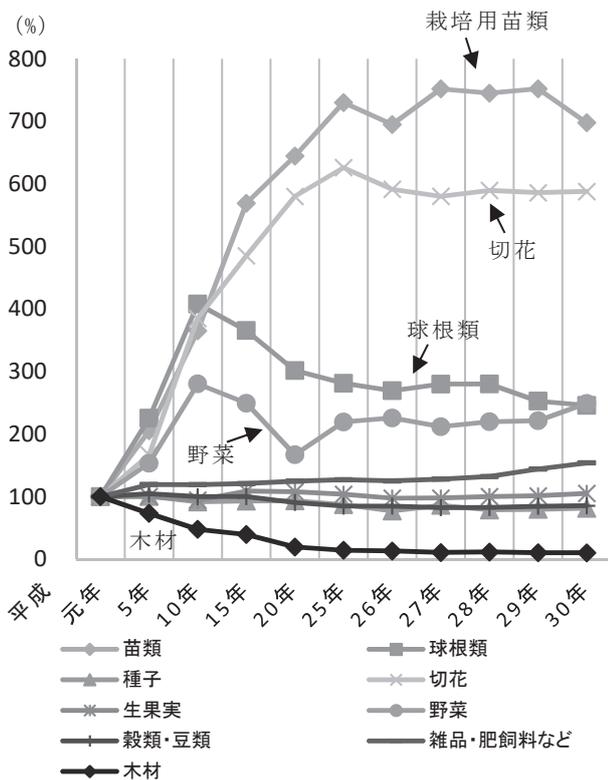


図1 植物の種類別輸入検査数量の推移 (平成元年=100)

検査では、アザミウマ科、アブラムシ科、ハダニ科、コナジラミ科、チョウ目などが多く、リンゴウスチャイロハマキ (*Epiphyas postvittana*) などの検疫有害動物（消毒を行う害虫）が発見されています。



図2 切花の検査（コンテナ貨物）

### ●生果実・野菜

検査実績は、生果実約5.3万件170万t、野菜10万件107万tで、主にフィリピン、韓国、中国、米国、タイ、エクアドル及びメキシコから輸入されています。

主な品目は、生果実ではバナナ、パインアップル、アボカド、オレンジ、レモン、野菜ではタマネギ、カボチャ、ニンジン、ネギです。

検査では、メキシコ産アスパラガスなどからアメリカタバコガ (*Helicoverpa zea*)、ツマジロクサヨトウ (*Spodoptera frugiperda*)、オーストラリア産オレンジなどからガハニコナカイガラムシ (*Pseudococcus calceolariae*)、米国産セロリーなどからハモグリバエ科の一種 (*Liriomyza langei*) などの検疫有害動物が発見されています。

また、寄主植物ではなかったタイ産キンキジュ生果実及びグミ属生果実から特に重要な検疫有害動物であるミカンコミバエ種群 (*Bactrocera dorsalis* species complex) が発見されています。さらにタイ産フジマメ生果実からはウリミバエ (*Bactrocera cucurbitae*) が発見されています。

このため、関係省令が改正され、これら生果実は、それぞれのミバエが発生している国からの輸入が禁止されることとなっています（2020年1月29日施行）。

### ●穀類・豆類、雑品・肥飼料など

検査実績は、穀類約1.6万件2,450万t、豆類約1.5万件357万t、嗜好香辛料など約3.4万件67万t、油料・肥飼料、その他雑品約4.9万件1,038万tで、主な品目は、米国産小麦・ダイズ・トウモロコシ・乾牧草、カナダ産大麦・ナタネ、ブラジル産コーヒー豆となっています。

近年、増加傾向にある油料・肥飼料、その他雑品のうちバイオマス燃料の検査数量は平成29年192万tであったものが、平成30年には260万tとなっています。



図3 カナダ産大麦の輸入検査（穀類専用本船貨物）

### ●木材

検査実績は、約2.5千件327万m<sup>3</sup>でした。

主な品目は、ダグラスファー、ベイマツなどのトガサワラ属やクハヤ属、カラマツ属です。

主な輸入国は、米国が全体の約50%、カナダが同28%と、北米からの輸入が全体の80%近くを占めており、次いでニュージーランド（同12%）、ロシア（同4%）、マレーシア（同4%）と続いています。

検査では、*Xyleborus*属及び*Monarthrum*属、*Dendroctonus*属などのキクイムシ科のほか、*Euplatypus*属などのナガキクイムシ科が多く発見されています。

---

## 2. 輸出

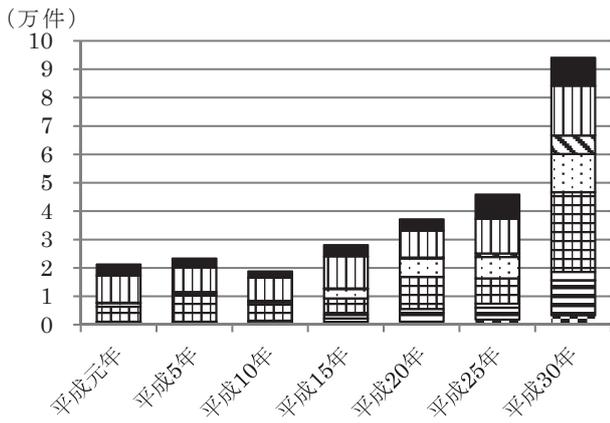
---

平成30年に貨物で輸出された植物の種類別検査件数の増減（平成元年の件数を基準に算出）は、栽培用苗・球根類252%、栽培用種子183%、切花類2890%、生果物1078%、野菜535%、穀類・豆類1525%、嗜好香辛料・肥飼料など1613%、木材2637%でした。検査件数の総数は、平成元年の約2.1万件に対し、平成30年は約9.4万件と、平成の30年間に於いて約4.5倍となっています。中でも、平成25年と比べ平成30年の検査件数は、約5万件増加しています（図4）。

平成30年の植物の種類別の輸出検査状況は以下のとおりです。

### ●栽培用苗・球根類、種子

苗類（草花挿し穂や果樹苗木・穂木を含む）の検査実績は、約9.7千件、約953万個でした。主な輸出先国・地域（以下「輸出先」という。）は、台湾、中国、アメリカ、シンガポール、香港です。主な品目は、イヌマキ、キク、ニホンナシで、中でも台湾向けニホンナシの穂木は、141件、約788



■ 苗類・球根 □ 種子 ▨ 切花 □ 生果実  
 ▨ 野菜 □ 穀類・豆類 ▨ 雑品・肥飼料 ▨ 木材  
 図4 植物の種類別輸出検査件数（貨物）の推移

万本と数量全体の約8割を占めています。

球根類の検査実績は、118件、約39万個でした。主な輸出先は、アメリカ、イギリスで、主な品目は、ユリ、テンナンショウ属です。

種子の検査実績は、約1.7万件、約2.1千tでした。主な輸出先は、アメリカ、韓国、中国です。主な品目は、キャベツ、ニンジン、ブロッコリーで、野菜類の種子は約1.9千tと数量全体の約90%を占めています。また、チリ、タイ、イタリア産など外国産種子の再輸出が件数の約25%、数量の50%以上を占めています。

### ●切花

切花の検査実績は、約6.5千件、約170万本でした。切花の輸出は平成元年と比較すると、全ての品目の中で最も増加しており、件数は約29倍、数量は約37倍になっています。主な輸出先は、中国、韓国、台湾で、主な品目は、バラ、ユリ、キクです。

### ●生果実、野菜

生果実の検査実績は、約1.3万件、約2.8万tでした。主な輸出先は、台湾、タイで、件数は約90%、数量は約95%を占めています。主な品目は、リンゴ、モモ、ブドウ、カンキツ類（ウンシュウミカンなど）で、中でも台湾向けリンゴは約2.6千件、約2.3万tと数量全体の約80%を占めています。

野菜の検査実績は、約2.8万件、約7.5千tでした。主な輸出先は、タイ、台湾で件数、数量ともに約85%を占めています。主な品目は、オランダイチゴ、シソ、ネギ、サツマイモです。中でも、サツマイモ、ナガイモなどの根菜類は約3.7千tと数量全体の約50%を占めています。



図5 台湾向けナシ生果実の輸出検査

### ●穀類、豆類

穀類の検査実績は、約2.8千件、約13.2万tでした。主な輸出先は、タイ、ベトナム、中国です。主な品目は、コムギ粉及びコメで、件数、数量ともに90%以上を占めています。

豆類の検査実績は、91件、約286tでした。主な輸出先は、台湾、タイで、件数全体の約90%を占めています。主な品目は、ダイズ、アズキです。

### ●雑品、肥飼料類など

嗜好香辛料などの検査実績は、約5.8千件、約8千tでした。主な輸出先は、タイ、ベトナム、台湾、中国で、主な品目は、コーヒー豆（主に中南米、アフリカ産）、クリです。

油料・肥飼料などの検査実績は、約6.5千件、約7.7万tでした。主な輸出先は、タイ、中国、ベトナムで、主な品目は、木製品、ドライフラワーです。

### ●木材

木材の検査実績は、約3.3千件、約147万m<sup>3</sup>でした。主な輸出先は、中国、台湾、フィリピン、ベトナムで、特に中国向けは約1.9千件と件数全体の約6割を占めています。主な品目は、スギ、ヒノキです。

輸出検査は、輸出先国の検査要求に応じた検査が必要です。輸出先国や品目によっては、輸出できない場合や日本での検査に時間を要する場合がありますため、植物を輸出される際は、お早めに植物防疫所へお問い合わせください。

※文中の図は、植物防疫所の「植物検査統計」から引用し、作成しています。

# EU 向けの輸出について

## —カンキツ生果実・中古農林業機械—

### 日本産カンキツ類生果実の輸出

日本からEU諸国へ向けて、ユズやスダチなどのカンキツ生果実が輸出されています。ここでは、EU向けにカンキツ生果実を輸出するための検疫条件及び輸出産地の取組を紹介します。

#### 1. 検疫条件の概要

EU内にはミカンバエ及びカンキツかいよう病が発生していないため、EUにカンキツ類（以下、「カンキツ」）を輸出するためには、EUが定める検疫条件に対応した検査が必要です。EUが定める主な検疫条件は、①毎年3月末までに生産園地やこん包施設の登録申請を行う。②植物防疫所により栽培地でミカンバエの発生調査を行い、発生が認められなかった園地で生産する。③登録された選果こん包施設において選果及び果実の表面殺菌（カンキツかいよう病対象）を行う。④植物防疫所の輸出検査に合格する。などです。

#### 2. 検疫対象品目及び検疫対象病害虫

検疫対象品目は、カンキツ属、キンカン属、カラタチ属など6属とこれらの交配種の生果実で、検疫対象病害虫は、ミカンバエ及びカンキツかいよう病です。

ミカンバエは、カンキツの果実に産卵し、ふ化した幼虫が果実内を食害するハエの仲間です。日本では局所的に発生していますが、適切な園地管理と防除を行って行けば、被害がでることはほとんどありません。

カンキツかいよう病は、カンキツの葉、枝、果実に病斑を生じさせる細菌病の一種です。園内では、果実に感染すると、病斑が拡大・コルク化し、商品価値が低下してしまいます。この病害の対策としては、地域の防除暦などに基づいた適切な薬剤防除と輸出時には果実の表面殺菌が必要です。

#### 3. 産地の販路拡大に向けた取組

産地では、EUの残留農薬基準に対応した防除体系の確立、ヨーロッパの食品見本市への出品などの様々な取組を行っており、平成30年産は、高知県、徳島県及び愛媛県から、フランス、オランダ、ドイツ、イギリス向けにユズ、ハッサク、スダチ、ウンシュウミカン、ユコウ、イヨカンなど多種類にわたるカンキツ類約7.6tが輸出されました。



生産園地での検査の様子



左：ミカンバエ雌成虫（体長11 mm程度）  
右：カンキツかいよう病に感染した果実

#### 4. おわりに

輸出関係者によると、ユズ、スダチの独特で爽やかな香りと酸味が現地の飲食店などで好評とのこと。今後、さらなる日本産カンキツ生果実の輸出拡大が期待されています。

### EU向け中古農林業機械の輸出

EUの植物検疫規則の改正に伴い、2019年9月1日以降にEU加盟国に輸入される一部の中古農林業機械は、輸出国の植物検疫当局が発行する、清掃され土壌及び植物残渣が付着していない旨を追記した植物検疫証明書の添付が必要となりました。11月30日現在、EU向け中古農林業機械用の植物検疫証明書は、全国で379件発行されています。

さらに12月14日に検疫証明書の添付が必要とされる中古農業機械の種類が細分化・追加されました。

EU向け中古農林業機械用の植物検疫証明書を取得するには、植物防疫所で輸出検査を受ける必要があります。輸出検査は、輸出港のほか、中古農林業機械の所在地や一定の条件を満たす場合は書面での検査も可能です。

植物検疫証明書が必要な中古農林業機械は、EUの規則で決められており、農業の用又は林業の用に使用されたことのある機械及び車両であって、表の合同関税品目分類表（CN）コードに該当するものです。詳細は最寄りの植物防疫所までお問い合わせください。

表 EUから植物検疫証明書の添付を要求されている中古農林業機械

CNコード	対象品目
8432 10 00	農業用、園芸用又は林業用の機械（整地用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー — ブラウ
8432 21 00	— ハロー、スカリファイヤー、カルチベーター、除草機及びホー
8432 29 10	
8432 29 30	
8432 29 50	
8432 29 90	
8432 31 00	— 不耕起栽培用の播種機、植付け機及び移植機
8432 39 11	
8432 39 19	
8432 39 90	
8432 41 00	— マニュアルスプレッター、肥料・たい肥散布機
8432 42 00	
8432 80 00	— その他の機械
8432 90 00	— 部品
8433 40 00	ピックアップペーラーを含む、わら又は牧草用のペーラー
8433 51 00	収穫機及びコンバイン
8433 53 10	根又は塊茎の収穫機
8433 53 30	
8433 53 90	
8436 80 10	林業機械
8701 20 90	セミトレーラー用ロードトラクター
8701 91 10	車輪付きの農業用トラクター及び林業用トラクター
8701 92 10	
8701 93 10	
8701 94 10	
8701 95 10	

※ CN (Combined Nomenclature)コード：EUが定める合同関税品目分類表に基づく品目コード

## 国内で発見された害虫の対応状況

### ツマジロクサヨトウの発見と対応

ツマジロクサヨトウは、アメリカ大陸の熱帯あるいは亜熱帯を原産とするチョウ目ヤガ科の一種で、主に、トウモロコシ・サトウキビなどのイネ科の作物、アブラナ科の野菜など広範囲な作物に被害を与え、風に乗れば長距離を移動することが可能な害虫です。また、近年、アフリカ大陸からインド、東南アジアなどに分布を拡大し、今年1月には中国で発生が確認され、6月には台湾で発生が確認されました。

日本では、今年6月末に鹿児島県南九州市の飼料用トウモロコシほ場でこの虫と疑わしい幼虫が発見され、7月3日にツマジロクサヨトウであることが確認されました。この発見は国内初であったことから、7月9日～12日に九州・沖縄地区で発生状況調査を行った結果、鹿児島県（南西諸島の一部を含む）のほか沖縄県、宮崎県、熊本県、長崎県及び大分県でこの虫が確認されました。現在では、九州・沖縄地区だけでなく、中国四国、近畿、中部、関東、東北地方でも発見されており、トウモロコシ、サトウキビ、ソルガムで食害が確認されています。

この虫は、国内で初めて発見されたためその防除対策が広く知られていません。そのため、農林水産省ホームページに発生が確認された作物に対する農薬使用や早期刈取りが案内されているほか、防除を行う際に必要となる薬剤購入費を支援する事業、早



ツマジロクサヨトウの幼虫

刈対策への支援についても掲載されています。  
([https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k\\_kokunai/tumajiro.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_kokunai/tumajiro.html))

ツマジロクサヨトウの被害を最小限にするため、この虫の成長が始まる11℃以上の気温になる場合には、生産者の皆様や関係者が定期的に生産ほ場の見回りを行い、早期発見・防除に努めていただきますようお願いいたします。

### ミカンコミバエ種群の発見と対応

ミカンコミバエ種群（以下、「ミカンコミバエ」）は東南アジアなどに生息しているカンキツ類やマンゴウなどの果実類、トマトやピーマンなどの果菜類の生果実に幼虫が寄生し、甚大な被害を与える重要な害虫です。植物防疫所では海外から持ち込まれないよう寄主植物の輸入を禁止していますが、この虫が発生している台湾・フィリピン方面からの風に乗って飛来することもあると考えられています。このため都道府県と協力してこの虫の雄



ミカンコミバエ種群

成虫を捕獲するわな（トラップ）を全国に設置し、侵入を警戒しています。

今年度に入り、沖縄県3市3町3村、鹿児島県奄美群島、屋久島及び黒島の1市3町2村などでミカンコミバエが誘殺され、調査及び防除を行っているところです（11月25日現在）。特に11月に入って、奄美大島南部の瀬戸内町請島では、短期間に複数の地点から複数頭の誘殺が確認され、ミカンコミバエの発生が疑われる状況となっています。

平成27年～28年には、鹿児島県奄美大島南部を中心に数匹から数十匹の規模で誘殺が継続して確認され、病害虫を一部地域に封じ込めて根絶するための緊急的な防除措置（以下、「緊急防除」）を実施したことがあります。

ミカンコミバエの緊急防除では防除を行う区域



設置した誘殺板

外への寄主果実の移動が制限され、ミカンコミバエが寄生している又はそのおそれがある寄主植物は廃棄する場合もあり、万が一農業生産地域に発生した場合は、その影響も大きく根絶までの期間も長くかかり、多額の費用が必要となります。

このため、植物防疫所では鹿児島県、町役場などの関係機関と協力して、ミカンコミバエのまん延防止及び根絶を達成するために初動防除を実施しています。初動防除では、トラップ調査の強化、寄主果実調査や寄主植物の除去、毒餌や誘殺板（誘引物質と殺虫剤を染み込ませた防除資材）を用いた防除などを実施しています。また、山間部などの人力での誘殺板の設置が困難な地域には、有人ヘリコプターから誘殺板を散布する航空防除も実施しており、万全の態勢で防除を進めています。

## 各地の植物検疫情報

### 横浜植物防疫所

#### 新千歳空港における植物防疫所関係施設の増設

新千歳空港の国際線旅客ターミナルビルは、平成22年3月に供用が開始されましたが、近年、韓国や中国などアジア圏からの観光客を中心に国際線の利用者が大幅に増加しています。このため、平成26年より拡張計画が開始され、駐機スポット、誘導路、チェックインカウンターの増設、出入国審査場の拡充により、旅客数の増加に対応した計画が決定、平成29年11月から本格着工されました。

拡張整備は増築と既存施設の改築から成り、令和元年8月30日、増築部分が完成し供用が開始されました。これにより、国際線ターミナルビルの延べ床面積は既存施設の2倍となり、混雑緩和、旅客の手続き時間の短縮が図られています。

植物防疫所関係施設は、入国検査場が南側に長く伸びる形で拡張されたため、北端にある既存の植物検疫カウンターに加え、増設部分の中間位置にカウンターが新設され計2か所となりました。

また、お土産として果物などの植物を携帯する旅客が出国前に輸出検査を受検することを想定し、3階出国ロビーの保安検査場近くに輸出検査相談室が新設されました。

今後は既存施設の改築工事が実施され、全面供用開始は令和2年3月末が予定されています。東京五輪・パラリンピックに向けてさらに訪日観光客の増加が見込まれますが、引き続き病害虫の侵入防止に万全を期してまいります。



新設された植物検疫カウンター

## 名古屋植物防疫所

### 富山空港内に検疫施設完成

今年6月24日、富山空港航空貨物上屋敷地内に輸入植物などの検査場所となる検疫施設が完成しました。この施設は、広さが9.9平方メートルあり、国際便利用による貨物での生鮮物の輸入を想定して富山空港ターミナルビル株式会社が富山県から補助を受けて整備したもので、冷房を完備しており、検査時は閉鎖することで病害虫の飛散を防ぐ建物となっています。

これまで、富山県内の輸入者は県外の大きな空港を利用して海外から果物などの植物を輸入し、陸路で富山へ運んでいましたが、今回、この施設が完成したことにより、利便性が向上しました。富山県としてはこのような輸入者の利用を取り込むことで、国際線定期便による航空貨物の取扱量を拡大し、空港の利用活性化を目指すとのことです。

その完成式典が7月7日、空港1階ロビーで開

催され、また、同日には条件付き台湾産マンゴウ300 kgの輸入もあり、その状況を地元の新聞社が取材し、紹介されました。

なお、富山県の担当者からの情報では、今後は台湾からブドウやポンカンなどの果物の輸入が見込まれており、富山県産食材の輸出にも活用することを検討しているとのことです。



完成した検疫施設

## 神戸植物防疫所

### 『近畿農政局夏休み親子見学デー』、 『近畿農政局兵庫県拠点の夏休み見学デー』での植物検疫広報活動

近畿農政局（京都市）と近畿農政局兵庫県拠点（神戸市）では小学生とその保護者を対象に、農林水産省の各部局の業務内容などを紹介し、農林水産業へ興味を持ってもらうために、「夏休み中の子供向けイベント」を各々開催しています。

今年は、近畿農政局で7月31日、8月1日、近畿農政局兵庫県拠点で8月8日、9日に開催され、神戸植物防疫所では、植物検疫に関する広報ブースを設置しました。「植物防疫官の仕事体験」コーナーには4日間で過去最高の約500名の小学生とその保護者が参加しました。

体験コーナーでは、植物防疫所職員が展示パネルや輸入禁止品果実のレプリカ、輸入禁止対象病害虫の標本及び害虫の大型模型を使って、植物検疫の説明を行い、そのあと小学生と保護者が検査体験として検査用篩（ふるい）を使っ

た米の検査、見つけた虫を顕微鏡で確認しながらの同定を体験しました。参加した小学生は生きた虫に戸惑いながらも、熱心に取り組み、そのあとのクイズに全問正解して「子ども植物防疫官証」を受け取りました。

今回のイベントについて、参加した保護者からは、「子供も大人も楽しめた」、「楽しく学べてよかった」などの感想が寄せられました。今後も機会をとらえ広報を行ってまいります。



## 那覇植物防疫事務所

### 農業支援外国人労働者に対する輸入検疫に関する広報の実施について

近年、農畜産業の現場における労働力不足の顕在化に伴い、東南アジアからの農業支援外国人の受入れが積極的に行われています。

外国人労働者は、JAや派遣会社などを通して、入国後に各種講習を受け、農家などへ派遣され、国内での生活を送ります。

外国人労働者のもとには、自国の家族から食料品など仕送りを受けることもあり、その中には輸出国で検査を受けていない植物（検査証明書がない）や輸入禁止植物が含まれる可能性があります。

そこで、植物防疫所は、動物検疫所と連携して各種講習の機会を捉え、輸入検疫に関する広報を積極的に実施しています。

講習会は、不定期に国単位で開催されており、日本の植物検疫制度を外国人労働者が理解しやすいようにそれぞれの母国語を使ったスライドを活用するなどの工夫を凝らして説明しています。私たちは日本の農業を守るため今後とも様々な機会を通じて広報活動に取り組んでまいります。



外国人労働者への輸入検疫広報

## 重 要 な お 知 ら せ

- 植物を日本に持ち込むには、『検査証明書』が必要です。  
植物防疫法により、植物を日本に持ち込むには輸出国政府機関により発行された検査証明書（Phytosanitary certificate）を添付して、輸入検査を受ける必要があります。  
検査証明書が添付されていない植物は、植物防疫法に基づき廃棄処分となります。
- EUの植物検疫規則（Council Directive 2000/29 EC）の改正に伴い、2019年9月1日以降にEU加盟国に輸入される農業又は林業に使用されたことのある機械類及び車両は、清掃され土壌及び植物残渣が付着していない旨を追記した植物検疫証明書の添付が必要になります。
- 12月16日（月）～20日（金）は、「移動規制植物等に関する広報強化週間」です。  
沖縄県、奄美群島、トカラ列島及び小笠原諸島から本土に持ち込みが規制されている植物などがあります。サツマイモなどの農作物に大きな被害を与える病害虫が発生している地域からこれらの病害虫やその病害虫が付着するおそれのある植物などが持ち出されないように、また、未発地域においては、これらが持ち込まれることのないように、空港や港において広報活動・取締りを行っています。

## 最新情報

令和元年12月10日現在

法令改正  
関係情報

- 「植物防疫法施行規則」が改正され、植物を輸入できる港として中津港が追加されました（令和元年10月24日）

植物検疫関係情報

- (輸入)
  - チリ共和国 Metropolitan 州 Santiago 郡 Pudahuel においてチチュウカイミバエが根絶されたため、検疫規制地域から解除されました（令和元年11月12日）
- (輸出)
  - 「輸出入条件詳細情報」の検疫条件一覧表（早見表）（貨物、携帯品及び郵便物）を更新しました（令和元年10月8日）
  - 「各国の輸入規則等詳細情報」におけるEUの情報を更新しました（令和元年10月8日）
  - 「EUの緊急措置の改正について」を掲載しました（令和元年9月3日）
- (国内)
  - 情報誌「植物防疫所病害虫情報 No.119」を掲載しました（令和元年11月15日）
  - 「種馬鈴しょ検疫実施要領」が一部改正されました（令和元年9月25日）
- (その他)
  - 広報誌「植物防疫情報」34号をHPに掲載しました（令和元年9月19日）
  - 平成30年植物検疫統計レポートを公開しました（令和元年9月6日）